

豊川市インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市（以下「市」という。）において学生を受け入れて行う就業体験（以下「インターンシップ」という。）の実施について必要な事項を定め、もって学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第2条 インターンシップの実施（以下「実習」という。）の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校（以下「大学等」という。）の学生とする。

(実習期間及び受入先)

第3条 実習期間、実習の受入先となる部署及び実習内容等は、予め掲示する。

(実施手続)

第4条 実習を希望する学生は、市長が指定する方法で、豊川市インターンシップ実施申込書（様式第1号）を提出し、申し込むものとする。

2 市長は、前項に規定する申し込みがあった場合は、申し込みの状況を踏まえ、実習の受入れの可否を決定し、実習を希望する学生に通知するものとする。

3 実習が決定した学生（以下、「実習生」という。）は事前に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し

(報酬等)

第5条 市長は、実習生に対して、賃金、報酬、手当その他一切の金品を支給しない。

(実習生の身分)

第6条 実習生は、市職員（以下「職員」という。）としての身分を有しないものとする。

(実習に専念する義務)

第7条 実習生は、職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

(法令等を遵守する義務)

第8条 実習生は、実習期間中は、職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第9条 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第10条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

2 実習生は、実習の成果として、市の書類等を引用して作成した論文等を外部に発表しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

(実習中における事故責任等)

第11条 実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、実習生の責任において対応しなければならない。

2 実習生が故意又は過失により市に損害を与えたときは、実習生は市に対しその損害を賠償する責めを負う。

3 実習生が第三者（職員を含む。以下同じ。）に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、実習生は当該損害賠償により市が被った損害を補填する責めを負う。

(実習の中止又は変更)

第12条 市長は、実習生が前5条の規定に違反する行為を行った場合その他市長が必要と認める場合は、実習生の実習を中止することができる。

2 市は、台風等の天候不順や天災等の発生、感染症の影響拡大等により実習の運営に危険が及ぶおそれがあると判断したとき又は防災対応等のため公務遂行上緊急を要すると判断したときは、実習生の実習を中止又は変更することができる。

3 市は、第1項又は前項により実習を中止又は変更した場合、速やかに実習生にその旨通知するものとする。

(実習の証明)

第13条 市長は、実習生が在籍する大学等の代表者又は実習生から実習内容について証明を求められたときは、これを行うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、実習に関して必要な事項は、その都度市長が

定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。